

3・1 外航船社間協定に対する独禁法適用除外

外航船社間協定(定期船分野)は、主に海運同盟(運賃タリフ設定)、協議協定(各種ガイドラインの設定)およびコンソーシアム(船腹共同配船)に大別される。EU は平成 20(2008)年 10 月に定期船同盟に対する EU 競争法適用除外制度を廃止したものの、コンソーシアムに対しては引き続き同法適用除外を認め、他方で、わが国や米国、シンガポールなどの主要国は船社間協定に対する独禁法適用除外(以下「適用除外」)を認めている(シンガポールにおける平成 22(2010)年の適用除外制度見直しの動きについては『船協海運年報 2010 年』参照)。

当協会は、適用除外制度がコンテナ船運賃とサービスの安定供給並びに将来の荷動き増に備えた船舶投資を持続的に行なっていく上で有効な制度であり、また、協定は荷主との対話窓口という観点からも、海運業界のみならず荷主を含む貿易業界全体にとって有益なものであるとの基本的な考え方から、制度の維持に向けて対応している。最近の主な動向は以下の通りである。

3・1・1 EU

コンソーシアムに対する競争法適用除外を規定する欧州委員会規則 906/2009(所謂「コンソーシアム規則」)の有効期限が平成 27(2015)年 4 月までとなっていることから、欧州委員会による見直し作業が実施されていたところ、同委員会競争総局は平成 26(2014)年 2 月 27 日付で同規則を平成 32(2020)年 4 月 25 日まで 5 年間単純延長する提案を公表するとともに、パブリックコメントを募集した。そのため、当協会は、国際海運会議所(ICS)やアジア船主フォーラム(ASF)を始めとする国際海運団体と連携しつつ、平成 26(2014)年 3 月 31 日付で同委員会の提案を支持する意見書を提出した。

3・1・2 日本

内閣府行政刷新会議に設置された「規制・制度改革に関する分科会」は第 1 回会合(平成 22(2010)年 3 月)で、「外航海運に関する独禁法適用除外制度の見直し」を同分科会の検討対象の一つとして盛り込むことを決め、第 3 回会合(同年 6 月 7 日)で取り纏めた第 1 次報告書案の中で、同制度の見直しについて、以下対処方針を打ち出した(同対処方針は同年 6 月 18 日に閣議決定)。

【規制・制度改革に関する分科会の対処方針】

国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。＜平成 22 年度検討＞

上記方針を受け、国土交通省は公正取引委員会との協議の結果、平成 23(2011)年 6 月 17 日付で、平成 27(2015)年度に再度検討を行うことを条件に適用除外制度を維持するとの結論を得たと発表した。

日本の適用除外制度のあり方については、(公財)日本海事センターが主催する海運経済問題委員会(委員長:杉山 武彦 成城大学社会イノベーション学部教授)において、国土交

通省海事局外航課、学識経験者、荷主代表および当協会が参画して継続的に意見交換している。平成 27(2015)年度の見直しを視野に、平成 25(2013)年度は 5 月および 1 月に夫々開催され、当協会は現行適用除外制度維持に向けた意見反映に努めた。

3・1・3 ニュージーランド

ニュージーランドの生産性委員会は政府からの要請を受け、自国の国際輸送サービスの利用可能性および効率性の改善を目的とする報告書を平成 24(2012)年 4 月に取り纏め、その中で政府に対し、同盟・協議協定に対する包括的な独禁法適用除外制度を一定の期間を経た上で廃止する一方、コンソーシアムについては届出および船社と荷主が個々に締結するサービスコントラクトの確保を条件に適用除外制度を維持するよう提言した。

平成 25(2013)年 5 月、同国商業委員会は上記提言からさらに踏み込み、すべての船社間協定(同盟、協議協定および船腹共有協定)への独禁法適用除外を廃止し、一般競争法下へ移行するという内容を含む商業法改正法案を議会へ提出した。しかしながら、同法案は一部の主要閣僚からは支持を得られていないと見られ、成立見通しは不透明な状況。当協会は現地船社団体と連携しつつ、同法案の審議状況を注視した。

3・1・4 インド

インドでは平成 21(2009)年 5 月に競争法が発効し、その時点では、海運業界を含め個別の適用除外制度を認めない一方で、公共の利益に資すると判断されれば、同国政府によって適用除外を供与され得る余地を残していた。

平成 25(2013)年 12 月 11 日付官報で、インド企業省は、一年間の暫定措置として同国における船腹共有協定(VSA)への独禁法適用除外制度の適用を公表した。同国海運省は、VSA や協議協定に対する恒久的な適用除外制度の導入については、引き続き検討することとしている。

3・1・5 米国(米国連邦海事委員会(FMC)報告書)

FMC は、EU の定期船同盟に対する競争法適用除外を規定した規則 4056/86 の廃止(平成 20(2008)年 10 月)が北米・欧州航路やアジア・欧州航路等の市場構造や運賃・サーチャージ等に与えた影響について、平成 18(2006)年 1 月から平成 22(2010)年 12 月末までの 5 年間を対象に調査を行った。その報告書が平成 24(2012)年 2 月に公表され、その中で「EU の定期船同盟に対する競争法適用除外制度廃止は米国関係航路にマイナスの影響を与えていない」と結論付けた。また、同報告書は平成 22(2010)年以降についても引き続き調査するよう勧告している。